

第84回財務省NGO定期協議質問書

議題1：BEPS包摂的枠組み（IF）の展望とSDR（特別引出権）による開発資金調達スキームについて

議題提案者：グローバル連帯税フォーラム 田中 徹二

1) BEPS包摂的枠組み（IF）の展望について

質問1：

G20はIFの進展につき10月までに報告し、第1の柱に関する最終パッケージの迅速な妥結を求め、併せて2本柱の（最終？）解決策を求めています（本年2月のG20財務相・中銀総裁会議議長総括）、その展望についてお聞きしたいと思います。また、その解決策での第1の柱の多国間条約づくりについてこの間の議論では「事実上米国の批准が条件」となっているが、この扱いをどうするのでしょうか？

質問2：

柱2のグローバルミニマム課税につき、日本政府は25年度税制改正で導入を決めましたが、米トランプ政権は「軽課税所得ルール（UTPR）」導入への報復を示唆しています。このような報復は不当なものであるとして、米国当局に説得または抗議すべきと思いますが、いかがでしょうか？

質問3：

IFの目的は今日のデジタル化・グローバル化経済に対応できる国際課税ルールの改革ですが、いぜんとしてタックスヘイブン（租税回避地）や軽税国・地域が世界中に存在していること等に象徴されるように、そのルールは包括的・普遍的かつ持続可能なものではありません。今日国連で議論がはじまった「国際租税協力に関する枠組み条約」（並びに議定書）にIFの成果を組込むとともに、トータルとしてのグローバル税制を求めるために日本政府は条約作りに積極的かつ建設的に関与していくべきと思いますが、いかがでしょうか？

2) 開発資金調達の飛躍的拡大を目指すSDR（特別引出権）の利用について

2021年にIMFは新型コロナウイルスの感染拡大で危機に陥った途上国経済を支援するために6500億ドル相当のSDRを発行しましたが、配分はIMFの出資比率で決まるため、肝心の危機に見舞われている低所得国にはわずか3%の210億ドルしか配分されませんでした（高所得国が全体の6割、中所得国が4割弱）。そこでIMFは低所得国へのSDR再配分（チャネリング）を決め、我が国は当初の20%から40%に引き上げ159億ドルを拠出し、国際社会から高く評価されました（2021年のIMFからの日本への配分は295億ドルでしたが、23年段階の為替相場ですと397億ドルに相当するので、その40%の159億ドルを拠出）。

ところで、我が国の外貨準備を見ますと、総額は1兆2,982億ドルですが、うちSDRは600億ドル（約8兆7,000億円）あります（2025年4月末現在）。つまり、総額の4.6%程度です。そこで2つの質問です。

質問4：

超潤沢な外貨準備にあつてSDRの流動性と準備資産としての性質の維持という点から見て、この600億ドルのSDRはほとんど未使用状況にあると言えるのではないのでしょうか？ そうであるなら計上されている600億ドルの50%程度は再チャネリングに回せると思いますが、いかがでしょうか？

質問5：

とはいえ、2023年末のIMFの第16次クォーター一般見直しにあたり、我が国の出資額は、308億2,050万SDR（約6兆円）から462億3,080万SDR（約9兆円）に増額することが決まりましたので、9兆円前後のSDRの計上が必要なののでしょうか？ もし必要であるというなら、先にチャネリングした40%に追加して残りの60%、238億ドル相当を再チャネリングし、この分を他の外貨準備から補充するというのはいかがでしょうか？

議題2：国際協力銀行が融資を決定しているモザンビークLNG事業に対する財務省及びJBICの見解、対応について

提案者：FoE Japan 深草亜悠美・佐藤万優子

背景

国際協力銀行が2020年及び2021年に融資を決定しているモザンビークLNG事業（三井物産、JOGMECが出資）は、現地情勢の悪化から、2021年4月に事業者仏トタル・エナジーズ（以下トタル）により不可抗力宣言が発出され、未だ再開されていない。南部アフリカ開発共同体（SADC）や欧州連合（EU）などから、治安改善のため軍隊派遣や軍事訓練などの支援があり、ルワンダ国防軍に関しては現在も任務に当たっている。しかし、暴動の根源の一つと指摘されている貧困等含む社会情勢は改善せず、事業再開には至っていない。2024年9月には、米ポリティコ紙が、2021年7月から9月に事業地近くのコンテナで行われたとされる統合任務部隊（JTF）による民間人への大量虐殺の疑惑を報じた。¹この統合任務部隊は、モザンビークの警察と軍により構成されているが、当時トタルと直接の契約関係にあり、人権侵害を「行わなければ」与えられていたという特別報酬の存在についても仏Le Monde紙とSourceMaterial紙が明らかにしている。他にも、暴行、誘拐、レイプ、殺害等の人権侵害に関する度重なる訴えが寄せられていることをトタルは認知していたにもかかわらず、統合任務部隊に給与の支払いを続けていたことが報じられている²。これらの統合任務部隊による住民の安全を脅かす行為は、国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード4の「地域社会の衛生・安全・保安」のパラグラフ12～14における、事業に関わる警備要員の規定について明記されている文言に反するものである³。モザンビーク及び世界の市民社会団体は、これらの疑惑について独立した、国際的な調査を実施するよう事業関係機関に求めてきた⁴。以下、これらを踏まえた各国の機関、政府の動向を箇条書きで示す。

- モザンビークの司法長官事務所が捜査を開始し、訴訟の準備をしている⁵。モザンビーク国家人権委員会（CNDH）も同件について調査を開始⁶。

¹<https://www.politico.eu/article/totalenergies-mozambique-patrick-pouyanne-atrocities-afungi-palma-cabo-delgado-al-shabab-isis/>

²https://www.lemonde.fr/afrique/article/2024/11/24/violences-arrestations-disparitions-totalenergies-savait-que-des-exactions-etaient-commises-sur-son-site-gazier-au-mozambique_6412216_3212.html
<https://www.source-material.org/mozambique-total-lng-military-human-rights/>
https://www.lemonde.fr/afrique/video/2025/01/28/comment-des-soldats-payes-par-totalenergies-ont-squelestre-des-civils-au-mozambique_6520247_3212.html

³ <https://www.ifc.org/content/dam/ifc/doc/2010/2012-ifc-performance-standards-guidance-note-en.pdf>

⁴ <https://foejapan.org/issue/20240927/20457/>

⁵ <https://cartamz.com/sociedade/41208/em-afungi-pgr-investiga-alegados-crimes-cometidos-pelas-forcas-de-defesa-e-seguranca/>

⁶ https://totalenergies.com/system/files/documents/resposta-a-total_2025_en.pdf

- 2025年3月に、オランダ政府が統合任務部隊による人権侵害の疑惑のほか、同地域の治安関係者の役割と事業所有者との関係について独立した調査を要請すると発表⁷。
- 2021年4月のパルマ市襲撃において、トタルが下請け業者の安全を十分に確保しなかったと生存者や被害者の家族が訴えたことを受け、フランス検察当局が、過失致死及び危険にさらされている人々の救助を怠った疑いで捜査を開始⁸。
- 同じくパルマ市での襲撃に巻き込まれ亡くなった、英国国籍のフィリップ・マワー氏の死因を調査するため、英国で死因審問が行われる予定⁹。また、英国輸出信用保証局が、2025年2月に、事業から撤退するための法的助言を求めているとの報道がされる¹⁰。

事業に伴う住民移転のプロセスに関して、農村部では食料生産や生計手段の中心を農業が担ってきたが、移転をした被影響住民に対して、約束されていた農地（machamba）の補償や分配が未だ行われていない。また、海から遠い場所への移転を求められた漁業従事者は、海へのアクセスが制限され自由に漁を行うことができなくなってしまった。これらの様々な制約により、食料生産が困難となり栄養失調になり亡くなるなど、人々の基本的な生活、生命が脅かされている。特に、子供や女性などの社会的配慮が必要だとされている人々への影響が顕著に現れている。

また現地では、2024年10月に行われた選挙の結果が不正であるとして全国各地で未だ抗議の活動が続けられている。非暴力の抗議活動に対し、モザンビーク政府は弾圧的な措置をとっており、2025年4月の時点ですでに400人近くの市民が亡くなり、負傷者も3500人にのぼっている¹¹。このように一般市民の人権が確保されず、不安定な情勢の最中にある国において大規模な事業を進めることは、大変なリスクを伴う。

気候変動の観点に鑑みても、LNGは化石燃料であり、大量の二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスを排出する。今年2月に日本政府は、国が決定する貢献（NDC）を提出し、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減するという目標を打ち出した¹²。当初2024年生産開始予定であった当事業の大幅な遅延により、生産が開始される頃には、日本政府の打ち出した方針に背かたちでのエネルギー調達方法となる。世界的にも、再生可能エネルギーの振興等により、今後LNGの需要低下が予想され、結果的にモザンビークに座礁資産を残す危険性が高い。

質問

1. 前回の協議会では、現地調査を2024年2月に行ったとしているが、その後現地調査を行ったか。

⁷<https://www.politico.eu/article/netherlands-inquiry-mozambique-military-gas-plant-massacre-total-energies/>

⁸<https://www.reuters.com/world/europe/totalenergies-faces-french-manslaughter-probe-over-mozambique-attack-2025-03-15/>

<https://www.reuters.com/world/europe/france-investigates-totalenergies-over-2021-mozambique-attack-2024-05-04/>

⁹<https://www.theguardian.com/world/2021/apr/01/body-found-in-search-for-missing-philip-mawer-after-mozambique-isis-attack>

¹⁰ <https://www.ft.com/content/cacd29fb-1535-4462-bd5f-3f2bcb546a8d>

¹¹https://www.rtp.pt/noticias/mundo/organizacao-mocambicana-contabiliza-388-mortos-nas-manifestacoes-desde-outubro_n1646729

¹² <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100285591.pdf>

2. 市民の大量虐殺の疑惑や深刻な人権侵害を行ったとされる統合任務部隊に関して、JBICの「ガイドライン全般に関するご質問」¹³の項目3.10において、警備要員の利用は①事業者が自ら警備要員を配備する場合②政府の警備要員が配備される場合、に事業者が適切に対応することが求められると明記されている。JBICはIFCのパフォーマンススタンダード遵守が定められているが、統合任務部隊がこの要件に当てはまる点において、適切な措置が講じられていないのではないかと考える。これらの報告されている人権侵害の現状を踏まえJBICは事業者また借入人に対して働きかけを行っているのか。

3. 前回協議会で、昨年9月に発表された統合任務部隊（JTF）による残虐行為の疑惑に関する「記事の執筆者に対して根拠となるデータや補足資料の提供をお願いしている」と発言されたが、その後進展はあったか。また、記事の執筆者とのやり取りは直接行っているのか、トタルを通して間接的に行っているのか。

4. 住民移転プロセスについて、トタルは移転プロセスを完了したと主張している¹⁴。しかし、本日に至るまで、移転村のキトゥンダの643世帯の全てが補償の農地を受け取っているわけではなく、また、新たな住民を受け入れているホストコミュニティに関しても補償が未だ受けられていないという状況にある。JBICはこの状況を把握しているのか。また、どのように解釈し、事業者や借入人に働きかけを行っているのか。

5. また、住民移転に伴い発生している住民への生活面・生計面への悪影響に対して、「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」に記載されているように、JBICは三井物産を含む事業者に対し状況の適切なモニタリング、働きかけを行っているのか。事業者または借入人から十分な情報を得られていると、どのように判断しているのか。

6. 事業地の治安が改善傾向にあるとされている一方で、治安やその他の様々な問題が事業地外に持ち込まれているのみで根本的な問題は解決されていない。このことが事業会社の責任逃れに繋がり、事業地外のコミュニティに多大な影響を及ぼしているとの現地NGOの指摘がある。この点についてはどうお考えか。

7. 先日、ロブマ盆地で採掘された天然ガスの収益において、モザンビーク政府の口座の残高と、報告された額の差が3300万米ドルであると報じられた¹⁵。このような横領疑惑が浮上している中、モザンビークLNGが仮に移働した際、同様の疑惑が生じないようJBICとしては直接的、または間接的にどのような予防的措置を取る予定であるのか。

8. モザンビークLNGにおいて、すでに事業に係る重大な問題が多く指摘されているが、同地域でのLNG事業（コーラルノースFLNG、ロブマLNG）に対する融資供与の打診を受けた又は検討を行っているか。

議題3：バングラデシュ・マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（円借款）における汚職事件について
議題対案者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）、喜多秘香

¹³ https://www.jbic.go.jp/ja/business-areas/image/faq_ja.pdf

¹⁴ https://www.mozambique LNG.co.mz/wp-content/uploads/2025/03/RESETTLEMENT-FACTSHEET-FEB-2025_ENG.pdf

¹⁵ <https://cartamz.com/politica/43051/cge-2023-tribunal-administrativo-reporta-desvio-de-33-milhoes-de-usd-das-receitas-do-gas-do-rovuma/>

背景

国際協力機構（JICA）が円借款供与中のバングラデシュ・マタバリ超々臨界圧石炭火力発電事業（フェーズ1）について、2024年9月2日付のデイリーサンレポートの記事によれば、バングラデシュ石炭火力発電会社（CPGCBL）の役員であるアブル・カラム・アザド氏は、石炭輸入業者の選定において不正を行った容疑で9月1日に逮捕された。また、事業関係者7名も、同発電所にいて電気ケーブルを横領した疑いで逮捕され、さらに焼却灰の処理業者入札における不正も内部告発を受けているとのことである。

また、2025年5月12日付の同紙記事によれば、汚職防止委員会（ACC）の調査によって、同事業の現地実施機関の幹部であるムハンマド・ジャハンギル・アラム氏が、2億9千万タカ（約3億5100万円）を超える財産を横領しており、また、アラム氏が様々な金融機関の94の異なる口座を通して12億7千万タカ（約15億3700万円）を超える不審な取引を行っていたことが判明した。昨年10月には、ダッカ首都控訴裁判所が、アラム氏及びその妻に対して、自身の捜査から逃れるため国外へ出国する可能性があるとして渡航禁止令を発令していた。

JICAは2014年6月に最初の貸付契約に調印して以降、計8回、総額約6,710億円の貸付契約が行われているが、2025年3月の8回目の貸付契約は、一連の汚職事件が捜査中であるにも関わらずJICAによって締結された。

質問：

1. 本事業における一連の汚職事件とODA資金との関係性について教えて頂きたい。
2. 一連の汚職事件における実施機関幹部の逮捕や起訴を受けて、JICAはどのような対処・再発防止策を行うのか。また、財務省はJICAの対処・再発防止策は妥当だと考えているか。
3. JICAは本事業に対して2025年3月に8回目の貸付契約を締結したが、これは汚職容疑の捜査中であった。汚職事件が捜査中にも関わらず、財務省が本貸付を了承したのはなぜか。事実確認がなされるまで貸付実行は停止するべきだと思われるがいかがか。